

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年三月金融庁告示第十九号)

| 改正案 | | 現行 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 目次 | | |
| 第一章～第八章 (略) | 第一章～第八章 (略) | 第一章～第八章 (略) |
| 第九章 マーケット・リスク | 第九章 マーケット・リスク | 第九章 マーケット・リスク |
| 第一節 算出方式の選択 (第二百七十二条) | 第一節 算出方式の選択 (第二百七十二条) | 第一節 算出方式の選択 (第二百七十二条) |
| 第二節 内部モデル方式 (第二百七十二条～第二百七十九条) | 第二節 内部モデル方式 (第二百七十二条～第二百七十九条) | 第二節 内部モデル方式 (第二百七十二条～第二百七十九条) |
| 第三節 標準的方式 | 第三節 標準的方式 | 第三節 標準的方式 |
| 第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額 (第二百八十条) | 第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額 (第二百八十条) | 第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額 (第二百八十条) |
| 第二款 金利リスク・カテゴリー (第二百八十八条～第二百八十七条) | 第二款 金利リスク・カテゴリー (第二百八十八条～第二百八十七条) | 第二款 金利リスク・カテゴリー (第二百八十八条～第二百八十七条) |
| 第三款 株式リスク・カテゴリー (第二百九十二条～第二百九十条) | 第三款 株式リスク・カテゴリー (第二百九十二条～第二百九十条) | 第三款 株式リスク・カテゴリー (第二百九十二条～第二百九十条) |
| 第四款 外国為替リスク・カテゴリー (第二百九十二条) | 第四款 外国為替リスク・カテゴリー (第二百九十二条) | 第四款 外国為替リスク・カテゴリー (第二百九十二条) |
| 第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百九十三条) | 第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百九十三条) | 第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百九十三条) |
| 第六款 オプション取引 (第二百九十四条～第三百二十二条) | 第六款 オプション取引 (第二百九十四条～第三百二十二条) | 第六款 オプション取引 (第二百九十四条～第三百二十二条) |

第四節 証券化エクスポート・ジャードに係る特例（第三百二十二条の二—第三百二十二条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二十二条の六・第三百二十二条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二十二条の八—第三百二十二条の十三）

第十章・第十一章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部

が証券化エクスポート・ジャードある取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が单一の証券化取引に係るエクスポート・ジャード再証券化エクスポート・ジャードを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国的地方公共団体又は第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関（以下この号において「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目

第四節 証券化エクスポート・ジャードに係る特例（第三百二十二条の二—第三百二十二条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二十二条の六・第三百二十二条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二十二条の八—第三百二十二条の十三）

第十章・第十一章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

（新設）

的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

三一六 (略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクス

ポージャーをいう。

十七一三十一 (略)

三一二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三一二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)。

三十三一三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ一へ (略)

三一六 (略)
(新設)

十七一三十一 (略)

三一二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)。

三十三一三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ一へ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州
開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリ
ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ
アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

(削る)

三十七～七十三 (略)

七十四 市場が機能不全となつてゐる場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となつてゐる場合 (異なる取引に關係する複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABC-Pの借換えを行う) ことができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつてゐる場合における証券化エクスポートージャーの投資家に対する支払のために銀行から支払われる資金は、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポートージャーと同順位以上であること。

七十四 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州
開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリ
ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会
向けエクスポートージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

七十五 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲

内でサービス（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ （略）

七十五～七十九 （略）

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。

八十二 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産（以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポート・ジャマーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産が单一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

（新設）

七十六～八十 （略）

（新設）

内でサービス（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ （略）

七十五～七十九 （略）

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。

八十二 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産（以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポート・ジャマーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産が单一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

（新設）

（新設）

八十二 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件の全てを満たす場合
イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間ににおける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十ペーセントに相当する額未満であること。

ロ・ハ （略）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ハ （略）

(控除項目)

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。第十条第二項第二号において「規則」という。）第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）次に掲げる条件のすべてを満たす場合
イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間ににおける特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十ペーセントに相当する額未満であること。

ロ・ハ （略）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ・ハ （略）

(控除項目)

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有する資産を除く。以下同じ。）

3 (略)

(控除項目)

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号亦(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産

3 (略)

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号亦(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 (略)

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号亦(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 (略)

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条（第二百二十七条、第二百三十六条第一項、第二百七十七条第一項第一号亦(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する控

除項目の額の合計額

2

(略)

(国際開発銀行向けエクスポートジャヤー)

第六十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートジャヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百三十九条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十四条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポートジャヤー（スロットティング・クライアリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポートジャヤー（事業法人に対する一億円未満のエクスポート

用する場合を含む。）に掲げる額

2

(略)

(国際開発銀行向けエクスポートジャヤー)

第六十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートジャヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百三十九条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十四条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポートジャヤー（スロットティング・クライアリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポートジャヤー（事業法人に対する一億円未満のエクスポート

ヤーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第百八条から第百二十一條まで及び次項の追加的要件を満たすとき限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十五条、第三号に該当する場合には第百三十七条又は第百三十九条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(前号に掲げるものを除く。)

2~4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に掲げるところによる。

ヤーに限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第百八条から第百二十一條まで及び次項の追加的要件を満たすとき限り、ダブル・デフォルト効果(被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十五条、第三号に該当する場合には第百三十七条又は第百三十九条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2~4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のオリジネーターのとき

イ オリジネーターのとき。

| 信用リスク区分 | | 信用リスク区分 | | | | | 信用リスク区分 | |
|--------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
| ロ イ以外のとき。 | | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | ロ イ(再証券化エクスポート リジマーを除く。)のとき。 | ロ イ(再証券化エクスポート リジマーを除く。)のとき。 |
| | 自己資本控除 | | | 百 | 五十 | 二十 | (パーセント) | 場合 |
| | | | | 二百二十五 | 百 | 四十 | | (パーセント) |

| ト リスク・ウェイ | 信用リスク区分 | ト リスク・ウェイ | 信用リスク区分 | ト リスク・ウェイ | 信用リスク区分 |
|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| 三十 | 7 1 | 二十 | 6 1 | 二十 | 6 1 |
| 五十 | 7 2 | 五十 | 6 2 | 五十 | 6 2 |
| 百 | 7 3 | 百 | 6 3 | 百 | 6 3 |
| 除 自己資本控 | 7 4 | 三百五十 控除 | 6 4 | 六 四 | 六 五 |

二 短期格付の場合

| 7 1 | 信用リスク区分 | 二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるとこ にによる。 | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | (パーセント) |
|--------|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 二十 | 場合 (パーセント) 一 (再証券化エクスポート レジヤーを除く。) の 場合 | 自己資本控除 | 三百五十 | 百 | 五十 | 二十 | | |
| 四十 | 一 (パーセント) 再証券化エクスポート の場合 | | 六百五十 | 二百二十五 | 百 | 四十 | | |

| |
|---------|
| (パーセント) |
| |
| |
| |

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|---|
| 自己資本控除 | 百 | 五百 | 百 |
| 7 — 4 | 7 — 3 | 7 — 2 | |

2
(略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・三 (略)

四 銀行が保有する証券化エクスポートヤーに対して付与された格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金拠込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 銀行の保有する証券化エクスポートヤーについて、包括的なり

スク特性に係る情報を継続的に把握するためには必要な体制が整備されていること。

四 銀行の保有する証券化エクスポートヤーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握

2
(略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・三 (略)

(新設)

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

するために必要な体制が整備されていること。

五 銀行の保有する証券化エクスポートに係る、当該証券化

エクスポートに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するためには、必要な体制が整備されていること。

六 銀行が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポートを保有している

場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポートに係る裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

6 | 5
(略)

銀行が保有する証券化エクスポートに対して当該銀行により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行が保有する証券化エクスポートの一部又は全部に対し行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポート及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポート又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 | 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合

(新設)

(新設)

5 | 5
(新設)
(略)

第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合

は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。）の証券化エクスポートージャーについて、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポートージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポートージャーが最優先証券化エクスポートージャー（証券化エクスポートージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパートイの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポートージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポートージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 （略）

9 | 8 | 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

（標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額）

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポートージャーについては、

合は、無格付の証券化エクスポートージャーについて、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポートージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポートージャーが最優先部分（証券化エクスポートージャーであって、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパートイの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

二 （略）

8 | 7 | 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

（標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額）

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポートージャーについては、

当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもつて当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー百パーセント

当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもつて当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント

二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー百パーセント

2 銀行は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各

信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百五十四条 (略)

2 第二百四十九条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

3～5 (略)

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | 信用リスク区分 | | 証券化エクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスボージャーの場合 |
|--------|---------|-------------|--------|----------------------------------|-----------------|
| 化エクス | 当該証券 | 上でありかつ、上の場合 | Zが六以上 | | |
| ント | (パーセント) | 上の場合 | Zが六以上 | 証券化エクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスボージャーの場合 |
| ント | (パーセント) | 満の場合 | Zが六未満 | 証券化エクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスボージャーの場合 |
| ボージャー（ | 証券化エクス | ヤーが最優先 | 当該再証券化 | の場合 | の場合 |
| ボージャーで | 証券化エクス | ヤーが最優先 | 当該再証券化 | | |

第二百五十四条 (略)

2 第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3～5 (略)

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | 信用リスク区分 | | Zが六以上である場合 | (パーセント) |
|------|---------|-------------|---------|------------|---------|
| 化エクス | 当該証券 | 上でありかつ、当該 | Zが六以上の場 | | |
| ント | (パーセント) | 合を含む。）である場合 | Zが六以上の場 | Zが六以上の場 | (パーセント) |
| | | （パーセント） | Zが六未満の場 | (パーセント) | (パーセント) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|----|-----------|----|------|------|------|------|------|--------------|------|---------|--------|--------|
| 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 二十 | 十二 | 十 | 八 | 七 | ント | (ペー) セ | 場合 | ～である | を含む。 | よる場合 | 価方式に | (内部評 | リジャ | エクスボ | 先証券化 | が最優 | ポージヤ |
| 三十五 | 二十 | 十八 | 十五 | 十三 | | | | | | | | | | | | | |
| 三十 五 | 三十 五 | 二十 | 二十五 | 二十 | | | | | | | | | | | | | |
| 六十 | 四十 | 三十五 | 二十五 | 二十 | | | | | | | | | 一 (パーセント) | る場合 | 含む。) であ | による場合を | 内部評価方式 |
| 百 | 六十五 | 五十 | 四十 | 三十 | | | | | | | | | 一 (パーセント) | ない場合 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 八 十一 | 八 十 | 八 九 | 八 八 | 八 七 | 八 六 | 八 五 | 八 四 | 八 三 | 八 二 | 八 一 |
| 六百五十 | 四百二十五 | 二百五十 | 百 | 六十 | 三十五 | 三十 | 十二 | 十一 | 八 | 七 |
| | | | | 七十五 | 五十 | 三十五 | 二十 | 十八 | 十五 | 十三 |

| 分 区 分 | 信 用 リ ス ク | ス ク 区 分 |
|-------------------|--|--|
| く。 の 場 合 | 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー (再) | 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー を 除) |
| の 場 合 | 再 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー | |

(注) Nとは、第二百六十二条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | | | | | |
|--------------|--------------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------------|
| 8 — 12 | 8 — 11 | 8 — 10 | 8 — 9 | 8 — 8 | 8 — 7 | 8 — 6 |
| | | | | | 六十 百 | 三十五 五十 |
| | 六百五十 四百二十五 | | 二百五十 三百 | | 七十五 百五十 | |
| | 七百五十 八百五十 | | 五百 六百五十 | 二百 三百五十 | 一百五十 二百二十五 | 百五十 三百五十 |

| 信 用 リ ス ク 区 分 | Z が 六 以 上 で あ り、 か つ、 当 該 | Z が 六 以 上 の 場 合 | Z が 六 未 満 の 場 合 |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| （パ ー セ ン ト） | | | |
| （パ ー セ ン ト） | | | |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|
| 8 — 12 | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) Nとは、第二百六十二条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-----------------|-----------|------|------|-------------|------------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|--|
| 7 2 | 7 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 十二 | 七 | ント (ペー セ) | 場合 である | を含む。 | よる場合 | 価式に (内部評 | エクス ポジヤー | 先証券化 | が最優 | 化エクス ポジヤー | 当該証券 | かつ、 上であり | 乙が六以 上の場合 | 乙が六以 の場合 | |
| 三十 | 三 | | | | | | | | | | | ント (ペー セ) | 乙が六以 の場合 | 乙が六以 の場合 | |
| 三十五 | 三 | | | | | | | | | | | ント (ペー セ) | 満の場 合 | 乙が六未 の場合 | |
| 四十 | 二 十 | | | | | | 一 (ペー セント) | る場合 による場合 | 含む。) である | 内部評価方 式 | ポジヤー | 証券化エクス ポジヤー | ヤーが最優先 | エクスポート 当該再証券化 | |
| 六十五 | 三 十 | | | | | | 一 (ペー セント) | ない場合 の場合 | | ポジヤー | 証券化エクス ポジヤー | ヤーが最優先 | エクスポート 当該再証券化 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-----|----|----|--|--|--|--|--|----------------------|----------|-------------|---------|
| 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 六十 | 十二 | 七 | | | | | | | | | 合を含む。 (ペー セント) | ある場 合 | 先部分 (内部評 | リジヤーが最優 |
| 自己資本控除 | | | | 七十五 | 二十 | 十二 | | | | | | | | | |
| | 七十五 | 三十五 | 二十 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|--------|
| 7 4 | 7 3 |
| 六十 | 七十五 |
| 百五十 | 二百二十五 |
| | 自己資本控除 |

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスボージャー（第二百五十四条第二項によつて準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参考証券化エクスボージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一（略）
3・4 （略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）
二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げる

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスボージャーは、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この条において「参考証券化エクスボージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一（略）
3・4 （略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）
二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げる

こずれか大きこ方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクス

ポージャーである場合にあっては、 $0.016 \times T$)

この式においては、(T)は、第二百六十条の規定により算出
したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ (略)

2～4 (略)

(Hクスポージャーの実効的な個数 (N))

第一百六十二条 (略)

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当

該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージ
ヤーの EAD を用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第一百六十二条 (略)

2 (略)

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわら
ず、LGD を百パーセントとする。

4 (略)

こずれか大きこ方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

この式においては、(T)は、第二百六十条の規定により算出
したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ (略)

2～4 (略)

(Hクスポージャーの実効的な個数 (N))

第一百六十二条 (略)

2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージヤ
ーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エ

クスポージャーの EAD を用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第一百六十二条 (略)

2 (略)

3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージヤ
ーについては、前二項の規定にかかわらず、LGD を百パーセント
とする。

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

(削る)

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスボージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)
(削る)
(削る)

(適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの取扱い)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛け目を乗じた額とする。

3 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛け目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とことができる。

- | | |
|-----------------------|---------|
| 一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 | 五十パーセント |
| 二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 | 百パーセント |
| 三 補完 | 二十パーセント |

(適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第三百二条）の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3 銀行は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計額を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百七十三条 （略）

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ

第二百六十八条 第二百五十条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条 銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2 銀行は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計額を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百七十三条 （略）

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ

い。

一・二

い。

一・二

三 リスク計測モデル（銀行がマーケット・リスク相当額を計測するためには、内部で構築されている手法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 （略）

三 リスク計測モデル（銀行が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 （略）

（一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第一百七十四条 （略）

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

一 （略）

（一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第一百七十四条 （略）

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング

（第二百七十七条）に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三（八）（略）

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

三（八）（略）

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すること）と仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。
○ ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもつて、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

一 バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュー・アツト・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクを次のように換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにそのまま掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アツト・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。

ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにそのまま掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

ト・リスク（ただし、 t が十を下回る場合に限る。）

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

(新設)

金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。) を用いてること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七・八 (略)

九 | ストレス・バリュー・アツト・リスク (適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを銀行が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アツト・リスクをいう。以下同じ。) を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十 (略)

六・七 (略)
(新設)

八 (略)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十五条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいざれか大きい額とする。

- 一 算出基準日のバリュー・アツト・リスク
- 二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

第二百七十六条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数 (内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含

(削る)

(削る)

む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

| 超 過 回 数 | 九 八 七 六 五 四 三 二 一 零 | 十以上 | | | | | | | | | |
|------------------|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 乗 数 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 |
| 四 ・ 〇〇 | 三 ・ 八五 | 三 ・ 七五 | 三 ・ 六五 | 三 ・ 五〇 | 三 ・ 四〇 | 三 ・ 三〇 | 三 ・ 二〇 | 三 ・ 一〇 | 三 ・ 〇〇 | 三 ・ 〇〇 | 三 ・ 〇〇 |

2) 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超

過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3 内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十五条 銀行は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2 銀行は、債券等（第二百八十一条に規定する「債券等」）をいう。

以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、銀行は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第

(個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十七条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、第二百七十四条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のかか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完する事が十分に保守的であることを銀行が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかるわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

- 一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。
 - イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
 - ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマー

という。）について次項に規定する基準に適合するかを審査するとともに、前項に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測す

る場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的

リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別

リスクの算出のために銀行が入手可能なヒストリカル・データが不

十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボ

ラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によってこ

れを補完することが十分に保守的であることを銀行が示すことがで

きるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデ

ルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル

・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二

項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 ポートフォリオに關する過去の価格変動を説明できること。

二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケ

ット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握

していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、

信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえない

ポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リス

スク」という。）を把握していること。

ヘ ケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ホ 二、同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

二、同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。
ホ 一、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。
ホ 二、同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。
ホ 三、同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。
ホ 四、同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

(1) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定

する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

(2) 証券化エクスポートジャーナーのうち、第八章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ヘ バック・テストティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5| 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合はこの限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうちリスク計測モデルによって把握されていかない部分について、銀行が、当該リスクの自己資本に与える影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把握していること。

3| 2| 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、銀行が、次の各号のいずれかの額を第二百七十五条に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百七十二条の承認をすることができる。

一 当該銀行がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号亦ただし書の要件を満たすことを要する。

二 当該銀行が信用リスク・アセツトの額の算出に用いる手法と同一の手法によって算出した信用リスク・アセツトの額を十二・五で除して得た額

・リスクに該当するものが含まれている場合、銀行は、第二百七十

加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四| 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五| 集中リスクを把握していること。

六| 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジシヨンの間以外でのエクスポート・ポジションとロング・ポジシ

七| 主要なベーシス・リスクを把握していること。

八| 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九| ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件

を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ| 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ| 銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ| 銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

五| 条款各号に規定するバリュー・アセット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

4| 第一項第一号ホ(2)（第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。）に定める要件は、銀行が次に掲げる事項を立証した場合には適用されない。

一| 当該銀行が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エクスポート・（クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ）の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。

二| 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもつて提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次に又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出来ること。

イ| 直近の約定価格

ロ| 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもつて提示された売却又は購入の価格

三| 十分な市場データを銀行が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポート・ポジションのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、内部的手法により計測していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十六条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アツト・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アツト・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

イ 算出基準日のバリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アツト・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(新設)

(乗数)

第二百七十七条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生したと想定される損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第三百二十二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

| 八 七 六 五 四 三 二 一 零 | | | | | | | | 超過回数 | 乗数 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|----|
| 三 ・ 七 五 | 三 ・ 六 五 | 三 ・ 五 〇 | 三 ・ 四 〇 | 三 ・ 〇 〇 | 三 ・ 〇 〇 | 三 ・ 〇 〇 | 三 ・ 〇 〇 | | |

(新設)

九
十以上

三・八五
四・〇〇

2| 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて
超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超
過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3| 内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となつ
たときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数
が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提
出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は
、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びそ
の内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び第二百七十五条に規定する承認の基準を満
たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七
十二条の承認を取り消すことができる。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は
、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びそ
の内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事
由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七
十二条の承認を取り消すことができる。

一 第二百七十七条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行が第二百七十七条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百八十三条 (略)

(削る)

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百八十三条 (略)

2 銀行がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百三十五条から第百三十九条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポート」であるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「千二」百五十ペーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百ペーセントとする。)」とあるのは「百ペーセント(海外営業拠点を有しない銀行においては、二百ペーセントとする。)」と読み替えるものとする。ただし、第二百三十六条第一項の「エクスポート」については読み替えを行わない。

一 第二百七十六条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適當と認められる場合

二 銀行が第二百七十六条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適當と判断したとき。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

(削る)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

2 | 証券化エクスポート・ボージャーの個別リスクについては、前項及び第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6—3、7—3又は8—8以上である格付を付している証券化エクスポート・ボージャーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 · 3 (略)

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2 · 3 (略)

第四節 証券化エクスポート・ボージャーに係る特例

(新設)

(標準的手法採用行における証券化エクスポート・ボージャーの個別リスク)

)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | 信用リスク区分 |
|--------|--------|--------|--------|--|
| 二十八 | 八 | 四 | 一・六 | 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポート)の場合 (バーセント) レジヤーを除く。)の場合 (バーセント) |
| 五十二 | 十八 | 八 | 三・二 | 再証券化エクスポージャーの場合 (バーセント) |

(新設)

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | |
|-------------|--------|
| 6 — 5 | 自己資本控除 |
|-------------|--------|

| 信用リスク区分 | 証券化エクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスボージャーの場合 |
|-------------|----------------------------------|-----------------|
| 7 — 4 | 八 （パーセント） | （パーセント） |
| 7 — 3 | 四 | |
| 7 — 2 | | |
| 7 — 1 | 一 ・ 六 | |
| | | 三 ・ 二 |

ク) (内部格付手法採用行における証券化エクスボージャーの個別リス

第三百二十二条の三

前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が

証券化エクスポート・ポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポート・ポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 分 信 用 リ ス ク 区 | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | 上 で あ り 、 か つ 、 乙 が 六 以 く。 の 場 合 | 乙 が 六 以 く。 の 場 合 |

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | 上 で あ り 、 か つ 、 乙 が 六 以 く。 の 場 合 | 乙 が 六 以 く。 の 場 合 |
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | 上 の 場 合 | 乙 が 六 以 く。 の 場 合 |
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | 満 の 場 合 | 乙 が 六 未 (パー セ ント) |
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | の 場 合 | 再 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ の 場 合 |
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | の 場 合 | 当 該 再 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ の 場 合 |
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | の 場 合 | 当 該 再 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ の 場 合 |
| エ ク ス ボ 先 證 券 化 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ 化 エ ク ス 当 該 証 券 | の 場 合 | 当 該 再 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ の 場 合 |

(新設)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|--|------|------|------|------|-------|--|
| 8 7 | 8 6 | 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | ント (パー ^セ _ン _ト) | 場合 (パー ^セ _ン _ト) | ～である | を含む。 | よる場合 | 価方式に | (内部評) | （ジヤー） |
| 四 ・ 八 ○ | 二 ・ 八 ○ | 一 ・ 六 ○ | 〇 ・ 九 六 | 〇 ・ 八 ○ | 〇 ・ 六 四 | 〇 ・ 五 六 | | | | | | | | |
| 六 ・ 〇 〇 | 四 ・ 〇 〇 | 二 ・ 八 ○ | 一 ・ 六 〇 | 一 ・ 四 四 | 一 ・ 二 〇 | 〇 ・ 九 六 | | | | | | | | |
| 十二 ・ 〇 〇 | 八 ・ 〇 〇 | 四 ・ 八 ○ | 三 ・ 二 〇 | 二 ・ 八 ○ | 二 ・ 〇 〇 | 一 ・ 六 〇 | | | | | | | | （パー ^セ _ン _ト ） |
| 十八 ・ 〇 〇 | 十二 ・ 〇 〇 | 八 ・ 〇 〇 | 五 ・ 二 〇 | 四 ・ 〇 〇 | 三 ・ 二 〇 | 二 ・ 四 〇 | | | | | | | | |

| | | | | 分 区 | 信 用 リ ス ク |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--|--------------------------------------|---|
| 化 エ ク ス | 当 該 証 券 | か つ、 上 で あ り | 乙 が 六 以 下 の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 |
| ント | (パー セ ン ト) | 上 の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 |
| ント | (パー セ ン ト) | 満 の 場 合 | 乙 が 六 未 だ く。) の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 | 乙 が 六 以 下 の 場 合 |
| ボ ー ジ ヤ ー (| 證 券 化 エ ク ス | ヤ ー が 最 優 先 | エ ク ス ポ ー ジ | 當 該 再 證 券 化 | 再 證 券 化 エ ク ス ボ ー ジ ヤ ー の 場 合 |
| ボ ー ジ ヤ ー で | 證 券 化 エ ク ス | ヤ ー が 最 優 先 | エ ク ス ポ ー ジ | 當 該 再 證 券 化 | |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるとこ
による。

| 8 — 12 | 8 — 11 | 8 — 10 | 8 — 9 | 8 — 8 |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| | 五 十二 ・ 〇〇 | 三 十四 ・ 〇〇 | 二 十 ・ 〇〇 | 八 ・ 〇〇 |
| 自己資本控除 | 六 十 ・ 〇〇 | 四 十 ・ 〇〇 | 二 十四 ・ 〇〇 | 十 六 ・ 〇〇 |

| 6 — 18 | 5 — 11 | 4 — 10 | 4 — 9 | 2 — 8 |
|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 六 十八 ・ 〇〇 | 五 十二 ・ 〇〇 | 四 十 ・ 〇〇 | 四 十 ・ 〇〇 | 二 十八 ・ 〇〇 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------|----------|----------|---------------------|--------------|-------------------------|----------------------------------|
| | | | | | | | | | | | | |
| | 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 | | | | | | | | |
| | 四 ・ 八 〇 | 〇 ・ 九 六 | 〇 ・ 五 六 | ント (パ ーセ | 場合 ー である | を含 む。 | よる場 合 | 価方 式に | (内 部評 | ト ジヤ ー | エクス ポ ー ジ ヤ | 先 証券化 ーが最 優 |
| 自己資本控除 | 六 ・ 〇〇 | 一 ・ 六 〇 | 〇 ・ 九 六 | | | | | | | | | |
| | | 二 ・ 八 〇 | 一 ・ 六 〇 | | | | | | | | | |
| | 十二 ・ 〇〇 | 三 ・ 一 〇 | 一 ・ 六 〇 | | | | | | ～ (パ ーセ ント | る 場 合 | 含 む。 ～ で あ | 内 部評 価方 式に よる場 合を |
| | 十八 ・ 〇〇 | 五 ・ 一 〇 | 二 ・ 四 〇 | | | | | | ～ (パ ーセ ント | | | な い場 合 |

(無格付の証券化エクスボージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項までの規定は、証券化エクスボージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えられた前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセツトの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた第二百四十九条第二項の規定にかかるわらず、当該証券化エクスボージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合は、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を無格付の証券化エクスボージャー（前項の規定により読み替えられた第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の個別リスクの額とすることができる。

3 | 第一項の規定により読み替えられた第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかるわらず、銀行は、無格付の証券化エクスボージャーについて、当該無格付の証券化エクスボージャーの裏付資産を構成する個別のエクスボージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集

(新設)

中レンオ（当該無格付の証券化エクスポート・ジャヤーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポート・ジャヤーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポート・ジャヤーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポート・ジャヤーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。
ただし、当該集中レンオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポート・ジャヤーは、自己資本控除とする。

- 4| 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポート・ジャヤーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポート・ジャヤーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポート・ジャヤーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。
- | (自己資本控除とされた証券化エクスポート・ジャヤーの取扱い)
- 第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポート・ジャヤーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポート・ジャヤーの一般市場リスクは算出することを要しない。
- 2| この節の規定により証券化エクスポート・ジャヤーが自己資本控除とされる場合には、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例

(新設)

(新設)

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)

第三百二条の六 第一節から前節までの規定にかかるらず、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

- 一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産の個別リスクの額の合計額
- 二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

- 2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びコリレーション・トレーディングに係るもの)を除く。以下この項において同じ。)に係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。
- 一 次のイに掲げる額から口に掲げる額を控除した額
- イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産の個別リスクの額の合計額

- ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産の個別リスクの額を、小さいも

(新設)

のから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3| 前二項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブ（コリレーション・トレーディングに係るもの）が格付を有する場合にあっては、その個別リスクの算出については、第三百二条の二又は第三百二条の三の規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポート」一」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ（コリレーション・トレーディングに係るもの）」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第三百二条の七 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する銀行は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個

（新設）

別リスクの額とする。次号において同じ。)とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち、当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第三百二条の八 銀行は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によつて算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条の十三までに定める内部モデル方式によつて算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第三百二条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・ト

(新設)

(新設)

トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第三百二条の十 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によつて算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3 い。 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

(新設)

三| 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モ^ル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四| その他参考となるべき事項を記載した書類

4| 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ| デフォルト・リスク

ロ| 格付遷移リスク

ハ| 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ| クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ| インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリス^ク

ベ| ベーシス・リスク

ト| 回収率の変動に係るリスク

チ| ヘッジのリバランスに係るリスク

二| 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三| 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四| 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五| 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六| 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するためには必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第三百二条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーシヨン・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の包括的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
- 三 第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第三百二条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行

は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

（新設）

（新設）

三 第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由

が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百二条の十三 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十号）

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|---------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 目次 | | 目次 | |
| 第一章～第六章 | (略) | 第一章～第六章 | (略) |
| 第七章 | マークエット・リスク | 第七章 | マークエット・リスク |
| 第一節 | 算出方式の選択（第二百四十九条） | 第一節 | 算出方式の選択（第二百四十九条） |
| 第二節 | 内部モデル方式（第二百五十条～第二百五十七条） | 第二節 | 内部モデル方式（第二百五十条～第二百五十七条） |
| 第三節 | 標準的方式 | 第三節 | 標準的方式 |
| 第一款 | 標準的方式によるマークエット・リスク相当額（第二百五十八条） | 第一款 | 標準的方式によるマークエット・リスク相当額（第二百五十八条） |
| 第二款 | 金利リスク・カテゴリー（第二百五十九条～第二百六十五条） | 第二款 | 金利リスク・カテゴリー（第二百五十九条～第二百六十五条） |
| 第三款 | 株式リスク・カテゴリー（第二百六十六条～第二百六十八条） | 第三款 | 株式リスク・カテゴリー（第二百六十六条～第二百六十八条） |
| 第四款 | 外国為替リスク・カテゴリー（第二百六十九条～第二百七十一条） | 第四款 | 外国為替リスク・カテゴリー（第二百六十九条～第二百七十一条） |
| 第五款 | コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百七十二条～第二百七十四条） | 第五款 | コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百七十二条～第二百七十四条） |
| 第六款 | オプション取引（第二百七十二条～第二百八十条） | 第六款 | オプション取引（第二百七十二条～第二百八十条） |

第四節 証券化エクスポート・ジャーヤーに係る特例（第二百八十一条の二—第二百八十条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十一条の六・第二百八十一条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十一条の八—第二百八十一条の十三）

第八章・第九章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部

が証券化エクスポート・ジャーヤーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が单一の証券化取引に係るエクスポート・ジャーヤー（再証券化エクスポート・ジャーヤーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国的地方公共団体又は第三十九条第一項に規定する我が国の政府関係機関（以下この号において「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目

第八章・第九章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

（新設）

的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

三一六 (略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクス

ポージャーをいう。

十七一三十一 (略)

三十二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)

三十三一三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イイヘ (略)

三一六 (略)
(新設)

十七一三十一 (略)

三十二 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)

三十三一三十五 (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イイヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州
開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリ
ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ
アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

(削る)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州
開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリ
ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会
向けエクスポートージャー

チ・リ (略)

三十七～七十三 (略)

七十四 市場が機能不全となつてている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となつてている場合（異なる取引に関係する複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABCPの借換えを行うこと）ができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。）に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつている場合における証券化エクスポートージャーの投資家に対する支払のために銀行持株会社又はその子会社から支払われる資金は、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポートージャーと同順位以上であること。

七十四 適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債

七十五 適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債

権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものという。以下この号及び第七十七号において同じ。) が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十五～七十九 (略)

八十 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク (格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号及び第七章において同じ。) をいう。

八十一 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産 (第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。

以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において同じ。) について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引 (再証券化取引を除く。) 又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ (証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。) であつて、全ての裏付資産又は参照資産が单一の債務者に係る債権であるポジション (单一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。) 及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十二 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものという。以下この号及び第七十八号において同じ。) が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十六～八十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率（第二条又は第十四条の算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二・三 （略）

（控除項目）

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・五 （略）

第四条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす場合には、第二条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から連結自己資本比率（第二条又は第十四条の算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

二・三 （略）

（控除項目）

第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・五 （略）

六 第二百二十五条（第百五条、第百十四条第一項及び第二百八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 (略)

六 第二百二十五条（第百五条、第百十四条第一項及び第二百八十七条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

六 第二百二十五条（第百五条、第百十四条第一項、第二百五十五条第一項第一号ホ(2)及び第二百六十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 (略)

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 (略)

六 第二百二十五条（第百五条、第百十四条第一項、第二百五十五条第一項第一号ホ(2)及び第二百六十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

(国際開発銀行向けエクスポート・デリバティブの扱い)

第三十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポート・デリバティブのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百十七条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百三十二条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャー（スロットティング・クライティアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスボージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスボージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十六条から第九十九条まで及び次項の追加的要件を満たすとき限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十三条、第三号に該当する場合には第百十五条又は第百十七条の規定に従うものとする。

一・二 （略）

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2~4 （略）

第百十七条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百三十二条の二 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスボージャー（スロットティング・クライティアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスボージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスボージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であつて、かつ、第九十六条から第九十九条まで及び次項の追加的要件を満たすとき限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百十三条、第三号に該当する場合には第百十五条又は第百十七条の規定に従うものとする。

一・二 （略）

三 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ

2~4 （略）

(標準的手法における証券化エクスポートジャヤーに対する信用リスク
・アセット)

アセット)

第二百二十七条 標準的手法採用行が証券化エクスポートジャヤーの信用

リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートジャヤーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に掲げるところによる。

イ オリジネーターのとき。

| | | | | |
|--------|--------|--------|----------|--------------------------------------|
| 6 3 | 6 2 | 6 1 | | 信用リスク区分 |
| 百 | 五十 | 二十 | (バー)セント) | 証券化エクスポートジャヤー(再証券化エクスポートジャヤーを除く。)の場合 |
| 二百二十五 | 百 | 四十 | (バー)セント) | 再証券化エクスポートジャヤーの場合 |

第二百二十七条 標準的手法においては、証券化エクスポートジャヤーの

額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 信用リスク区分 | リスク・ウェイ | リスク・ウェイ | 信用リスク区分 |
| 二十一 | 6 1 | 二十 | 6 1 |
| 五十 | 6 2 | 五十 | 6 2 |
| 百 | 6 3 | 百 | 6 3 |
| 三百五十 | 6 4 | 自己資本控除 | 6 4 |
| 自己資本 | 6 5 | | 6 5 |

(標準的手法における証券化エクスポートジャヤーに対する信用リスク
・アセット)

アセット)

第二百二十七条 標準的手法においては、証券化エクスポートジャヤーの

額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

| | | |
|---------|---------|-------------|
| 信用リスク区分 | リスク・ウェイ | ロ イ以外のとき |
| 二十一 | 6 1 | |
| 五十 | 6 2 | |
| 百 | 6 3 | |
| 三百五十 | 6 4 | |
| 自己資本 | 6 5 | |

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---|--------------|
| | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | 信用リスク区分 | ロ イ以外のとき。 |
| 自己資本控除 | 三百五十 | 百 | 五十 | 二十 | (パーセント) | 証券化エクスポート （再証券化エクスポート （ジャードを除く。）の 場合 | 自己資本控除 |
| | 六百五十 | 二百二十五 | 百 | 四十 | (パーセント) | 再証券化エクスポート （の場合 | |

| | | | |
|--------------|--------------|---------|--------------|
| 二 短期格付の場合 | ト (パーセント) | 信用リスク区分 | ト (パーセント) |
| | | リスク・ウェイ | 7 1 |
| | | | 7 2 |
| | | | 7 3 |
| | 除 自己資本控除 | | 7 4 |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 信用リスク区分 | 証券化エクスポート・ジャード（再証券化エクスポート）の場合は、（再証券化エクスポート）を除く。）の場合 | 再証券化エクスポートの場合は、（再証券化エクスポート） |
|---------|---|-----------------------------|
| 7 4 | 7 3 | 7 2 |
| 百 | 五十 | 二十 |
| 自己資本控除 | 二百二十五 | 四十 |

3 2
(略)

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一
～
三
(略)

四 銀行持株会社が保有する証券化エクスポート・ジャードに対して付与された格付が、当該銀行持株会社による流動性補完、信用補完そ

3 2
(略)

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一
～
三
(略)

(新設)

の他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第六項）において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

三 銀行持株会社の保有する証券化エクスポートージャーについて、包

括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するためには必要な体制が整備されていること。

四 銀行持株会社の保有する証券化エクスポートージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するためには必要な体制が整備されていること。

（新設）
（新設）

五 銀行持株会社の保有する証券化エクスポートージャーについて、当該証券化エクスポートージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するためには必要な体制が整備されていること。

（新設）
（新設）

六 銀行持株会社が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポートージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポートージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するためには必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 （略）

（新設）
（新設）

（新設）
（新設）

銀行持株会社が保有する証券化エクスボージャーに対して当該銀行持株会社により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該銀行持株会社が保有する証券化エクスボージャーの一部又は全部に対しても行われていることが明らかである部には、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部については、当該証券化エクスボージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスボージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十二条において同じ。）の証券化エクスボージャーについて、当該証券化エクスボージャーの裏付資産を構成する個別のエクスボージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージャー（証券化エクスボージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスボージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスボージャーが含まれているものを除く。）

6 | 5 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスボージャーについて、当該証券化エクスボージャーの裏付資産を構成する個別のエクスボージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスボージャーが最優先部分（証券化エクスボージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

をいう。以下同じ。)であること。

二 (略)

9 | 8 | 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対し適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポートジャーヤーについては、当該証券化エクスポートジャーヤーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポートジャーヤーの与信相当額とする。

| | |
|--|-------------|
| 一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信 用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 | 百パー セント |
| 二 無格付の適格流動性補完 | 五十パー セント |
| 三 適格なサービス・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のう ち未実行部分 | 零パー セント |
| 四 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポートジャ ヤ | 百パー セント |

二 (略)

8 | 7 | 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対し適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポートジャーヤーについては、当該証券化エクスポートジャーヤーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポートジャーヤーの与信相当額とする。

| | |
|---|-------------|
| 一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 | 百パー セント |
| 二 契約期間が一年以下の無格付の適格流動性補完 | 二十パー セント |
| 三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 | 五十パー セント |
| 四 市場が機能不全となつてゐる場合にのみ利用可能な適格流動性 補完 | 零パー セント |
| 五 適格なサービス・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のう ち未実行部分 | 零パー セント |

ち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャ
|| 百パーセント

2 銀行持株会社は、一の証券化エクスボージャーについて自ら引出

条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分につ

いて、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 (略)

2 第二百二十七条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 (5) (略)

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

ち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャ
|| 百パーセント

2 銀行持株会社は、一の証券化エクスボージャーについて自ら引出

条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 (略)

2 第二百二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 (5) (略)

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスボージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| スクリク区 | 信用リ | 証券化エクスポージャー（再除） | の場合 |
|--------------|--------|------------------|--------------|
| 場合)である)である | を含む。 | く。)の場合 | く。)の場合 |
| による場合 | 価方式に | 乙が六以上であり、かつ、当該証券 | 乙が六以上(パーセント) |
| (内部評 | イジヤー | 化エクス | 乙が六以上(パーセント) |
| 価方式に | エクスボ | ポージヤ | 満の場合(パーセント) |
| (内部評 | イジヤー | 化エクス | 乙が六未(パーセント) |
| による場合 | る場合 | ヤーが最優先 | 当該再証券化 |
|)である | 含む。)であ | エクスボージ | エクスボージ |
| | る場合 | ヤー(パーセント) | ヤー(パーセント) |
| | | ない場合 | 当該再証券化 |

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | | | | 信用リスク区分 | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|---------|----------|-----------|----------|
| 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | Zが六以上である場合 | | | | |
| 三 十 | 三 十 | 十 | 八 | 七 | 先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合 | （パーセント） | レジヤーが最優先 | 証券化エクスポート | り、かつ、当該 |
| 三十五 | 三十 | 十八 | 十五 | 十二 | | | | （パーセント） | Zが六以上の場合 |
| 三十五 | | 二十一 | 二十五 | 二十 | | | | （パーセント） | Zが六未満の場合 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 8 10 | 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | |
| 四百二十五 | 二百五十 | 百 | 六十 | 三十五 | 二十 | 十二 | 十 | 八 | 七 | ント(パーセ) |
| | | | 七十五 | 五十 | 三十五 | 三十 | 十八 | 十五 | 十三 | |
| | | | | | 三十五 | 三十五 | 三十五 | 二十五 | 三十 | |

(注) Nとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスボージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

| | | | | | | | |
|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 8 12 | 8 11 | 8 10 | 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 三十五 |
| 自己資本控除 | 六百五十 | 四百二十五 | 二百五十 | 百 | 七十 | 五十 | |

| | |
|--------------|--------------|
| 8 — 12 | 8 — 11 |
| 六百五十 | 七百五十 |
| 自己資本控除 | |
| 八百五十 | |

(注)

Nとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定めるエクスボージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 信用リスク区分 | 証券化エクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスボージャーの場合 |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| スクリーニング（パーセント） | Zが六以上であります。（かつ、当該証券が六以上であります。）の場合 | Zが六未満の場合 |
| （パーセント） | Zが六以上であります。（かつ、当該証券が六以上であります。）の場合 | Zが六未満の場合 |
| （パーセント） | Zが六以上であります。（かつ、当該証券が最優先である場合を含む。）の場合 | Zが六以上であります。（かつ、当該証券が最優先である場合を含む。）の場合 |
| （パーセント） | Zが六以上であります。（かつ、当該証券が最優先である場合を含む。）の場合 | Zが六未満の場合 |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 7 — 2 | 7 — 1 | 信用リスク区分 |
| 十二 | 七 | Zが六以上であります。（かつ、当該証券化エクスボージャーが最優先である場合を含む。）の場合 |
| 三十 | 十二 | Zが六以上の場合 |
| 三十五 | 二十 | Zが六未満の場合 |

| 自己資本控除 | 7 — 4 | 7 — 3 | 7 — 2 | 7 — 1 | | | | | | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|------|----|------|------|----|------|------|------|
| | | 六十 | | 十二 | 七 | （ノト） | 場合 | （パーセ | ）である | 場合 | を含む。 | よる場合 | 価方式に |
| | | | 七十五 | 三十 | 十三 | | | | | | | | （内部評 |
| | | | | 三十五 | 二十 | | | | | | | | |
| | | 百五十 | | 四十 | 二十 | | | | | | | | |
| | | | 二百二十五 | 六十五 | 三十 | | | | | | | | |

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスボージャー（第二百三十二条第二項によつて準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対し適格格付機関の付与する格付も優先するもの（以下この項において「推定格付」という。）を有するものとみなす。」

| | | | |
|-------------|-------------|-----|-----|
| 7 — 4 | 7 — 3 | 六十 | 七十五 |
| | 自己資本控除 | 七十五 | 七十五 |

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスボージャーは、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対し適格格付機関の付与する格付（以下この項において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

一〇三 (略)

3・4 (略)

(指定関数方式)

第一百三十五条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポートの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 (略)

一 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポートが再証券化エクスポートである場合にあっては、 $0.016 \times T$)

この式においては、(T)は、第二百三十八条の規定により算出したエクスポートの厚さを表すものとする。以下同じ。

。

ロ (略)
2～4 (略)

(エクスポートの実効的な個数 (N))

第一百三十九条 (略)

一〇三 (略)

(指定関数方式)

第一百三十五条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポートの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 (略)

一 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

この式においては、(T)は、第二百三十八条の規定により算出したエクスポートの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ (略)
2～4 (略)

(エクスポートの実効的な個数 (N))

第一百三十九条 (略)

| | | |
|---|--|---|
| | | 2 再証券化エクスポート・ボージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポート・ボージャーの裏付資産である証券化エクスポート・ボージャーのEADを用いる。 |
| 3 (略) | | |
| | | (裏付資産の加重平均LGD (LGD)) |
| 2 第二百四十四条 (略) | | |
| 3 再証券化エクスポート・ボージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。 | | |
| 4 (略) | | |
| | | (内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) |
| 第二百四十四条 (略) (削る) | | |
| | | (内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) |
| 第二百四十四条 (略) | | |
| 2 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポート・ボージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛け目を乗じた額とする。 | | |
| 3 第二百三十五条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポート・ボージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行う | | 2 証券化エクスポート・ボージャーを裏付資産とする証券化エクスポート・ボージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポート・ボージャーのEADを用いる。 |

ことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスボージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(適格なサービスナー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十九条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第二百八十条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

ことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスボージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とことができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント
二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント
三 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(適格なサービスナー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百四十九条 銀行持株会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たつては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2

銀行持株会社は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百五十七条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3

銀行持株会社は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行持株会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル（銀行持株会社がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

2

銀行持株会社は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行持株会社のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることとする。

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル（銀行持株会社が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第一百五十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百五十五条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三(八) (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九。パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクについて、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

第一百五十二条 (略)

2 前項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百五十四条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百五十五条第一項第一号において同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三(八) (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九。パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュー・アツト・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{1}{t}}$$

VAR(t)は、保有期間を τ 営業日として算出したバリュー・アツト・リスク（ただし、 τ が十を下回る場合に限る。）

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アツト・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのブライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、ブライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七・八 (略)

九 ストレス・バリュー・アツト・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを銀行持株会社が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アツト・リスクをいう。以下同じ。）を算出

VAR(t)は、保有期間を τ 営業日として算出したバリュー・アツト・リスク（ただし、 τ が十を下回る場合に限る。）

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

(新設)

する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十一 (略)

(削る)

八 (略)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十三条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいざれか大きい額とする。

- 一 算出基準日のバリュー・アツト・リスク
- 二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

第二百五十四条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はボートフオリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

| 超過回数 | 乗数 |
|------|----|
| | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|---|---|---------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二百五十三条 | 銀行持株会社は、一般市場リスクの算出について内 の基準) | (個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認 の基準) | | | | | | | | | | | | | |
| 第二百五十五条 | 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスク の算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、第二 二 | (個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準) | 2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて 超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超 過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。 | 3 内部モデル方式を用いている銀行持株会社は、超過回数が五回以 上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に 超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁 長官に提出しなければならない。 | 九 八 七 六 五 四 三 二 一 零 四・〇〇 | 十以上 | 三・八五 | 三・七五 | 三・六五 | 三・五〇 | 三・四〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 |

部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2 銀行持株会社は、債券等（第二百五十九条に規定する「債券等」）をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、銀行持株会社は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかを審査するとともに、前項に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行持株会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合、代理変数によつてこれを補完することが十分に保守的であることを銀行持株会社

百五十二条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行持株会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完することが十分に保守的であることを銀行持株会社が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

二 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。
ホ イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）及びデフォルト・リスク（個別リスクのうち、倒産を含む信用度の大幅な低下

が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合においてヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4| 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。

五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六 バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

五| 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

が生じた場合に発生し得る危険をいう。（以下同じ。）を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行持株会社の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

(2) 証券化エクスポージャーのうち、第六章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ハ バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうちリスク計測モデルによつて把握されない部分について、銀行持株会社が、当該リスクの自己資本に与える影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把握していること。

六| 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に

一 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行持株会社の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合はこの限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七 主要なベース・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと

把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、銀行持株会社が、次の各号のいずれかの額を第二百五十三条に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百五十条の承認をすることができる。

一 当該銀行持株会社がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。

二 当該銀行持株会社が信用リスク・アセツトの額の算出に用いる手法と同一の手法によって算出した信用リスク・アセツトの額を十二・五で除して得た額。

三 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、銀行持株会社は、第二百五十三条各号に規定するバリュー・アセット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

四 第一項第一号ホ(2)（第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。）に定める要件は、銀行持株会社が次に掲げる事項を立した場合には適用されない。

一 当該銀行持株会社が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エクスポージャー（クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ）の流动性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であるこ

見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当

該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック

・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 銀行持株会社が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 銀行持株会社がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百五十四条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アツト・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アツト・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

と。

二 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させ

る意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次の

イ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出

来ること。

イ 直近の約定価格

ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもつて提示された売却又は購入の価格

三 十分な市場データを銀行持株会社が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスポート・ジャード・デフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、

内部的な手法により計測していること。

(新設)

イ 算出基準日のバリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リス
クの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・ア
ツト・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット
・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額と
する。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リ
スクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第二百五十五条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲
げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含
む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポ
ートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益を
いう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日として
リスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第二百八十条の十
第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用
して算出した日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をい

(新設)

う。以下この条において同じ。)に応じ、同表の下欄に定める値とする。

| 超過回数 | 乗数 |
|------|------------|
| 十以上 | 九八七六五四三二一零 |
| 九 | 三〇〇 |
| 八 | 三〇〇 |
| 七 | 三〇〇 |
| 六 | 三〇〇 |
| 五 | 三〇〇 |
| 四 | 三〇〇 |
| 三 | 三〇〇 |
| 二 | 三〇〇 |
| 一 | 三〇〇 |
| 零 | 三〇〇 |

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3 内部モデル方式を用いている銀行持株会社は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁

長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百五十六条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十二条及び第二百五十三条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百五十七条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十五条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行持株会社が第二百五十五条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

(変更に係る届出)

第二百五十六条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百五十二条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百五十七条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百五十条の承認を取り消すことができる。

一 第二百五十四条第一項に規定する超過回数が十回以上であつて、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行持株会社が第二百五十四条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百六十一条 (略)

(削る)

2 銀行持株会社がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百十三条から第百十七条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスプロジヤー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「千二百五十分率」(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)とあるのは「百パーント」(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としている銀行持株会社においては、二百パーセントとする。)と読み替えるものとする。ただし、第一百四条第一項の「エクスプロジヤー」については読み替えを行わない。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)
(削る)

2 | (金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十二条 (略)

2 | 証券化エクスプロジヤーの個別リスクについては、前項及び第六章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格

付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6—3、7—3又は8—8以上である格付を付している証券化エクスポートヤーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百六十七条 第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスポートヤーに係る特例

(新設)

第二百六十七条 第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

(標準的手法採用行における証券化エクスポートヤーの個別リスク)

第二百八十二条 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポートヤーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポートヤーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

(新設)

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるとところによる。

| 信用リスク区分 | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | 信用リスク区分 | 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポート）の場合 | 証券化エクスポートージャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスポートの場合 |
|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------------------------------|-----------------------|---------------|
| 証券化エクスポートージャ | | | | | | (パーセント) | (パーセント) | (パーセント) | (パーセント) |
| 再証券化エクスポートージャ | | | | | | | | | |
| 二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。 | 自己資本控除 | 二十八 | 八 | 四 | 一・六 | | | | |
| | | 五十二 | 十八 | 八 | 三・二 | | | | |

| | | | | | |
|------------------------------|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | | | | |
| （再証券化エクスポートの場合は、 （バーセント）） | （再証券化エクスポートの場合 （バーセント）） | （内部格付手法採用行における証券化エクスポートの個別リスク） | （内部格付手法採用行における証券化エクスポートの個別リスク） | （内部格付手法採用行における証券化エクスポートの個別リスク） | （内部格付手法採用行における証券化エクスポートの個別リスク） |
| 一・六 | 三・二 | 八 | 四 | 七 — 二 | 七 — 四 |

自己資本控除

（内部格付手法採用行における証券化エクスポートの個別リスク）

（新設）

第二百八十一条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポートの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十二条に定める要領に基づき証券化エクスポートの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げることとする
による。

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------|
| 8 10 | 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | |
| 三十四 〇〇 | 二十 〇〇 | 八 〇〇 | 四 ・ 八 〇 | 二 ・ 八 〇 | 一 ・ 六 〇 | 〇 ・ 九 六 | 〇 ・ 八 〇 | 〇 ・ 六 四 | 〇 ・ 五 六 | ント (バ 一 セ) |
| 四十 〇〇 | 二十四 〇〇 | 十六 〇〇 | 十二 ・ 〇〇 | 八 ・ 〇〇 | 四 ・ 八 〇 | 三 ・ 二 〇 | 二 ・ 八 〇 | 二 ・ 〇〇 | 一 ・ 六 〇 | |
| 五十二 〇〇 | 四十 〇〇 | 二十八 ・ 〇〇 | 十八 ・ 〇〇 | 十二 ・ 〇〇 | 八 ・ 〇〇 | 五 ・ 二 〇 | 四 ・ 〇〇 | 三 ・ 二 〇 | 二 ・ 四 〇 | |

| | | | | | | | | |
|--------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|---------------------|------------------|------|
| 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 | 7 ○・ 五六 | ント) (ペ ーセ | 場合 の ある 場合 | を含む。)である | よる場合 |
| 自己資本控除 | 四 ・ 八 ○ | ○ ・ 九 六 | ○ ・ 九 六○ | ○ ・ 九 六○ | 一 ・ 六 ○ | 一 ・ 六 ○ | 一 ・ 六 ○ | |
| | 六 ・ ○ ○ | 二 ・ 八 ○ | 三 ・ 一 ○ | 一 ・ 六 ○ | 二 ・ 四 ○ | 二 ・ 四 ○ | 二 ・ 四 ○ | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(無格付の証券化エクスポートジャーの個別リスク等)

第二百八十九条の四 第二百二十七条第二項から第六項までの規定は、

証券化エクスポートジャーの個別リスクの額の計算について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十一条の二及び第二百八十九条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十九条の四第一項の規定により読み替えられた前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二

(新設)

百八十条の四第一項の規定により読み替えられた第二項第二号」と
、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リ
スクの額」と読み替えるものとする。

2| 前項の規定により読み替えられた第二百二十七条第二項の規定に
かかわらず、当該証券化エクスポートの額」とあるのは「個別リ
スクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原
資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けて
いる場合は、第二百三十五条第一項第二号に規定する所要自己資本
の額を無格付の証券化エクスポートの額」として適用される。以下二
えられた第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下二
の条において同じ。)の個別リスクの額とすることができる。

3| 第一項の規定により読み替えられた第二百二十七条第二項及び前
項の規定にかかるとおり、銀行持株会社は、無格付の証券化エクスポート
の額を無格付の証券化エクスポートの裏付資
産を構成する個別のエクスポートの額と
して適用される信用リス
トにかかる標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセン
ト及び集中レシオ(当該無格付の証券化エクスポートの額を、
証券化取引に関する全ての証券化エクスポートの額の合計額を、
当該無格付の証券化エクスポートの額が含まれる階層及び当該階層
より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポートの額の
合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。)を乗じた値
をマーケット・リスクにかかるリスク・ウェイトとして適用すること
ができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、

当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十一条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特

例

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)

第二百八十三条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

(新設)

(新設)

| | | |
|---|---|--|
| | 一 | 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ ブに係る参照資産の個別リスクの額の合計額 |
| 2 | 二 | 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ ブに係る契約において発生し得る最大の損失額 |
| | | 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・ デフォルト型クレジット・デリバティブ及びコリレーション・トレ ーディングに係るもの）に係る 個別リスクの額は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領 に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における 次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。 |
| | 一 | 一次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額 |
| | イ | 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資 産の個別リスクの額の合計額 |
| | ロ | 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資 産のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減 じた数に等しい個数の参照資産の個別リスクの額を、小さいも のから順に合計した額 |
| 3 | 二 | 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約にお いて発生し得る最大の損失額 |
| | | 前二項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順 位参照型クレジット・デリバティブ（コリレーション・トレーディ ングに係るもの）が格付を有する場合にあっては、その個 別リスクの額の算出については、第二百八十条の二又は第二百八十 |

条の三の規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポート」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第二百八十一条の七 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する銀行持株会社は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

- 一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法
- 二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち

（新設）

当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいづれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーシヨン・トレーディングに係る特例

(コリレーシヨン・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第二百八十一条の八 銀行持株会社は、コリレーシヨン・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第二百八十一条の十から第二百八十一条の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百八十一条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百八十一条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーシヨン・

トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。

- 一 第二百六十条又は第二百六十二条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額
- 二 第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき相殺し

(新設)

(新設)

た後のショート・ポジションについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第二百八十一条の十 銀行持株会社は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーシヨン・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によつて算出されるコリレーシヨン・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデ

ル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

4 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(新設)

一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ デフォルト・リスク

ロ 格付遷移リスク

ハ 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ク

ヘーベシス・リスク

ト 回収率の変動に係るリスク

チ ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するためには必要な体制が整備されていること。

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

第二百八十条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーショ
ン・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額の
うち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一
回以上の頻度で計測するものとする。

- 一 算出基準日の包括的リスクの額
- 二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
- 三 第二百八十条の九の規定により算出された個別リスクの額に八
パーセントを乗じて得た額

(変更に係る届出)

第二百八十条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀
行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、
その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 第二百八十条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事
由が生じた場合

- 2) 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行持株会社は、当該
銀行持株会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当
該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(新設)

(承認の取消し)

第二百八十条の十三 金融庁長官は、銀行持株会社が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十条の十第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十一号）

| 改 正 案 | | 現 行 |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 目次 | | |
| 第一章～第八章 (略) | | 第一章～第八章 (略) |
| 第九章 マーケット・リスク | | 第九章 マーケット・リスク |
| 第一節 算出方式の選択 (第二百七十二条) | | 第一節 算出方式の選択 (第二百七十二条) |
| 第二節 内部モデル方式 (第二百七十二条～第二百七十九条) | | 第二節 内部モデル方式 (第二百七十二条～第二百七十九条) |
| 第三節 標準的方式 | | 第三節 標準的方式 |
| 第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額 (第二百八十条) | | 第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額 (第二百八十条) |
| 第二款 金利リスク・カテゴリー (第二百八十八条～第二百八十七条) | | 第二款 金利リスク・カテゴリー (第二百八十八条～第二百八十七条) |
| 第三款 株式リスク・カテゴリー (第二百九十二条～第二百九十条) | | 第三款 株式リスク・カテゴリー (第二百九十二条～第二百九十条) |
| 第四款 外国為替リスク・カテゴリー (第二百九十二条) | | 第四款 外国為替リスク・カテゴリー (第二百九十二条) |
| 第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百九十三条) | | 第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百九十三条) |
| 第六款 オプション取引 (第二百九十四条～第三百二十二条) | | 第六款 オプション取引 (第二百九十四条～第三百二十二条) |

第四節 証券化エクスポート・ジャードに係る特例（第三百二十二条の二—第三百二十二条の五）

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二十二条の六・第三百二十二条の七）

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二十二条の八—第三百二十二条の十三）

第十章・第十一章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二（略）

第一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポート・ジャードであるものをいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が单一の証券化取引に係るエクスポート・ジャード（再証券化エクスポート・ジャードを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 日本国政府、我が国的地方公共団体又は第五十五条第一項に規定する我が国の政府関係機関（以下この号において「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目

第十章・第十一章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二（新設）

当該各

的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2) 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

二一五 (略)

十五の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクス

ポージャーをいう。

十六六三十 (略)

三十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)。

三十二六三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イイヘ (略)

二一五 (略)
(新設)

十六六三十 (略)

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)。

三十二六三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イイヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州
開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリ
ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ
アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

チ・リ (略)

三十六～七十二 (略)

(削る)

三十六～七十二 (略)

七十三 市場が機能不全となつてゐる場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となつてゐる場合 (異なる取引に關係する複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABC-Pの借換えを行う) ことができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつてゐる場合における証券化エクスポートージャーの投資家に対する支払のために信用金庫又は信用金庫連合会から支払われる資金は、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポートージャーと同順位以上であること。

七十三 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州
開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリ
ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会
向けエクスポートージャー

チ・リ (略)

三十六～七十二 (略)

七十四 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲

内でサービス（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この号及び第七十六号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十四～七十八（略）

七十九 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（

格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十一号及び第九章において同じ。）をいう。

八十 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産（

第三十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ。）

について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポート・ジャードを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産が单一の債務者に係る債権であるポジション（单一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十一 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

内でサービス（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ（略）

七十五～七十九（略）

（新設）

（新設）

（新設）

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十五条、第二百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2・3 (略)

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条（第二百二十五条、第二百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2・3 (略)

(マークット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマークット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マークット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十五条及び第二百三十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2・3 (略)

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条（第二百二十五条及び第二百三十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2・3 (略)

(マークット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマークット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マークット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当

該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七条第二項第二号において「規則」という。）第一百七条第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会（以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。） 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間ににおける特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ・ハ （略）

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセン

該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七条第二項第二号において「規則」という。）第一百七条第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会（以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。） 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間ににおける特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ・ハ （略）

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセン

トに相当する額未満であること。

ハ 直近の算出基準日において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(控除項目)

第二十五条 第十九条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十五条及び第二百三十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百二条の五第二項に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第二百七条第二項に規定する特定取引その他これに類似

トに相当する額未満であること。

ハ 直近の算出基準日において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(控除項目)

第二十五条 第十九条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～五 (略)

六 第二百四十七条（第二百二十五条、第二百三十四条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第二百七条第二項に規定する特定取引その他これに類似

する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。)

三 (略)

3 (略)

(控除項目)

第三十七条 第三十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条(第二百二十五条及び第二百三十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第三百二条の五第二項に規定する控除項目の額の合計額

2 (略)

(国際開発銀行向けエクスポートジヤー)

第五十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

する取引をいう。以下同じ。)に係る資産

三 (略)

3 (略)

(控除項目)

第三十七条 第三十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一〇四 (略)

五 第二百四十七条(第二百二十五条、第二百三十四条第一項、第二百七十七条第一項第一号ホ(2)及び第二百八十四条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる額

2 (略)

(国際開発銀行向けエクスポートジヤー)

第五十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティの扱い)

第一百三十七条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティを除く。）について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャー（スロットティング・クライティアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスボージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスボージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティが付されている場合であつて、かつ、第百十六条から第百十九条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティが第二号に掲げるものである場合には第百三十三条、第三号に該当する場合には第百三十五条又は第一百三十七条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 特定順位参照型クレジット・デリバティ（前号に掲げるものを除く。）

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティの扱い)

第一百三十七条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百五十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスボージャー（スロットティング・クライティアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスボージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスボージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティが付されている場合であつて、かつ、第百十六条から第百十九条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティが第二号に掲げるものである場合には第百三十三条、第三号に該当する場合には第百三十五条又は第一百三十七条の規定に従うものとする。

一・二 (略)

三 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティ

(標準的手法における証券化エクスポートージャーに対する信用リスク
・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイ特を当該証券化エクスポートージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイ特は、次のイ又はロの表に掲げるところによる。

イ オリジネーターのとき。

| 6 2 | 6 1 | 信用リスク区分 |
|-----|-----|---|
| 五十 | 二十 | 証券化エクスポートージャー(再証券化エクスポート(パーセント)の場合)(再証券化エクスポート(パーセント)の場合) |
| 百 | 四十 | 証券化エクスポート(パーセント)の場合(再証券化エクスポート(パーセント)の場合) |

(標準的手法における証券化エクスポートージャーに対する信用リスク
・アセット)

第二百四十九条 標準的手法においては、証券化エクスポートージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイ特を乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

| 信用リスク区分 | 6 1 |
|----------|-----|
| ト(パーセント) | 二十 |
| リスク・ウェイ | 六十 |
| ト(パーセント) | 百 |
| 自己資本控除 | 六 4 |
| | 六 5 |

ロ イ以外のとき

| 信用リスク区分 | 6 1 |
|---------|-----|
| 6 2 | 六 2 |
| 6 3 | 六 3 |
| 6 4 | 六 4 |
| 6 5 | 六 5 |

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--|---------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | | | | | 信用リスク区分 | | | |
| 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | | 証券化エクスポート（再証券化エクスポート）(パーセント)の場合 | （再証券化エクスポート）(パーセント)の場合 | （再証券化エクスポート）(パーセント)の場合 | （再証券化エクスポート）(パーセント)の場合 |
| 三百五十 | 百 | 五十 | 二十 | 一十 | | （パーセント） | （パーセント） | （パーセント） | （パーセント） |
| 自己資本控除 | | | | | | | | | |
| 六百五十 | 二百二十五 | 百 | 四十 | | | | | | |

ロイ以外のとき。

自己資本控除

百
二百二十五

| | | | |
|--------------|-------------------------|---------|--------------|
| 二 短期格付の場合 | ト リスク・ウェイ (パーセント) | 信用リスク区分 | ト (パーセント) |
| | | 7 1 | |
| | | 7 2 | |
| | | 7 3 | |
| | 除 自己資本控除 | 7 4 | |

自己資本
控除

二十

五十

百

三百五十

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるとところによる。

| 信用リスク区分 | 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポート）の場合 | 再証券化エクスポートージャーの場合 |
|---------|------------------------------|-------------------|
| （パーセント） | （パーセント） | （パーセント） |
| 7 4 | 百 | 一百二十五 |
| 7 3 | | 百 |
| 7 2 | 五十 | 四十 |
| 7 1 | 二十 | |

3

(略)

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一(三) (略)

四 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポートージャ

3 2

(略)

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一(三) (略)

(新設)

一に對して付与された格付が、当該信用金庫又は信用金庫連合会による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

三 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポートージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四

信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポートージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 信用金庫又は信用金庫連合会の保有する証券化エクスポートージャーについて、当該証券化エクスポートージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 信用金庫又は信用金庫連合会が、第一条第一号の一イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポートージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつてある証券化エクスポートージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

を適時に把握するためには必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

(略)

5

5 (新設)
(略)

6 信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポートジヤーに対して当該信用金庫又は信用金庫連合会により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該信用金庫又は信用金庫連合会が保有する証券化エクスポートジヤーの一部又は全部に対して行われているときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポートジヤー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポートジヤー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。)の証券化エクスポートジヤーについて、当該証券化エクスポートジヤーの裏付資産を構成する個別のエクスポートジヤーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポートジヤーが最優先証券化エクスポートジヤー(証券化エクスポートジヤーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパートイの請求権その他の重要な請求

6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポートジヤーについて、当該証券化エクスポートジヤーの裏付資産を構成する個別のエクスポートジヤーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポートジヤーが最優先部分(証券化エクスポートジヤーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパートイの請求権その他の重要な請求

でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。)をいう。(以下同じ。)であること。

二 (略)

(略)

9 | 8 | 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもつて当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完

百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。)であること。

二 (略)

(略)

8 | 7 | 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛け目を乗じた額をもつて当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完

百パーセント

二 契約期間が一年以下の無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四| 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポートージャ
|| 百パーセント

四| 市場が機能不全となつてゐる場合にのみ利用可能な適格流動性
補完 零パーセント

五| 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六| 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポートージャ
|| 百パーセント

2 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化エクスポートージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用され自己資本比率の計算に用いることができる。

2 信用金庫又は信用金庫連合会は、一の証券化エクスポートージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百五十四条 (略)

2 第二百四十九条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 5 (略)

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百五十四条 (略)

2 第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 5 (略)

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合

には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートページの一の順に乗じて得た順位を信用リスク・アセットの順とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|---------|------|---------|---------|---------|---------|------------|
| | | | | | | | | | | 信用リスク区分 |
| 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | | | | | | | Zが六以上である場合 |
| 十二 | 十 | 八 | 七 | (パーセント) | ある場合 | 合を含む。)で | 価方式による場 | 先部分(内部評 | リジャーが最優 | り、かつ、当該 |
| 三十 | 十八 | 十五 | 十二 | | | | | (パーセント) | (パーセント) | Zが六以上の場合 |
| 三十五 | | 二十五 | 二十 | | | | | (パーセント) | (パーセント) | Zが六未満の場合 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|-------------------------------|
| | | | | | | | | | | |
| 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | | |
| 二 百 五 十 | 百 | 六 十 | 三 十 五 | 二 十 | 十二 | 十 | 八 | 七 | ント (ペ ー セ) | 場合 で ある を 含 む。 |
| | | 七 十 五 | 五 十 | 三 十 五 | 二十 | 十八 | 十五 | 十三 | | |
| | | | | 三 十 五 | | | 二十五 | 三十 | | |
| 三 百 | 二 百 | 百 五 十 | 百 | 六 十 | 四 十 | 三 十 五 | 二 十 五 | 二十 | | |
| 五 百 | 三 百 五 十 | 二 百 二 十 五 | 百 五 十 | 百 | 六 十 五 | 五 十 | 四 十 | 三十 | | |

| | | | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 8 12 | 8 11 | 8 10 | 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 8 5 |
| 自己資本控除 | | | | | | 六十 | 三十五 | 二十 |
| | 六百五十 | 四百二十五 | 二百五十 | 一百 | | 七十五 | 五十五 | 三十五 |

(注) Zとは、第二百六十二条第一項又は第三項に定めるエクスポート・ジャーナルの実効的な個数をいう。次号において同じ。

| 8 — 12 | 8 — 11 | 8 — 10 |
|--------------|--------------|--------------|
| 自己資本控除 | 六百五十 | 四百二十五 |
| 七百五十 | 五百 | |
| 八百五十 | 六百五十 | |

(注) Nとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスボージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 7 — 1 | 信用リスク区分 | | | | | | |
|-------------|---------|------|----------|---------|----------|---------|---------|
| 七 | （パーセント） | ある場合 | 合を含む。（）で | 価方式による場 | 先部分（内部評 | り、かつ、当該 | 乙が六以上であ |
| 十二 | | | | | ト化エクスボ | イジャーが最優 | 乙が六以上の場 |
| 三十 | | | | | 合（パーセント） | （パーセント） | 乙が六未満の場 |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| | | 7 — 4 | 7 — 3 | 7 — 2 | 7 — 1 | | ント (パー ^セ _ン) | 場合 (パー ^セ _ン) | ある 場合 | を含む。 | よる場合 | 価方式に | (内部評) | リジヤー | エクスボ | 先証券化 |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|----------|------|------|------|-------|------|--------------------------------------|----------------|
| 自己資本控除 | 六 十 | | 十二 | | 七 | | | | | | | | | | | |
| | 七 十五 | | 二十 | | 十三 | | | | | | | | | | | |
| | | 三十五 | | 三十 | | | | | | | | | | | | |
| | 百五十 | | 四十 | | 二十 | | | | | | | | | | 一 (パー ^セ _ン) | 含む。) であ る場合 |
| | 二百二十五 | | 六十五 | | 三十 | | | | | | | | | | | |

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスボージャー（第二百五十四条第二項によつて準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスボージャーのうちで最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」といふ。）である。

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスボージャーは、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中でも最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」といふ。）である。

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|----|----|
| 7 — 4 | 7 — 3 | 7 — 2 | 六十 | 十二 |
| | 七十五 | | 二十 | 十三 |
| | | 三十 | 三十 | 三十 |

券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一（三）（略）

3・4 （略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ （当該証券化エクスボージャーが再証券化エクス

ボージャーである場合にあっては、 $0.016 \times T$ ）

この式においては、（T）は、第二百六十条の規定により算出したエクスボージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ（略）

2～4（略）

クスボージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一（三）（略）

3・4 （略）

（指定関数方式）

第二百五十七条 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一（略）

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

この式においては、（T）は、第二百六十条の規定により算出したエクスボージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ（略）

2～4（略）

(エクスポート・ジャマーの実効的な個数 (Z))

第二百六十二条 (略)

2 再証券化エクスポート・ジャマーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポート・ジャマーの裏付資産である証券化エクスポート・ジャマーの EAD を用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD (L_GD))

第二百六十二条 (略)

2 (略)

3 再証券化エクスポート・ジャマーについては、前二項の規定にかかわらず、L_GD を百パーセントとする。

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

(削る)

(エクスポート・ジャマーの実効的な個数 (Z))

第二百六十二条 (略)

2 証券化エクスポート・ジャマーを裏付資産とする証券化エクスポート・ジャマーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポート・ジャマーの EAD を用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD (L_GD))

第二百六十二条 (略)

2 (略)

3 証券化エクスポート・ジャマーを裏付資産とする証券化エクスポート・ジャマーについては、前二項の規定にかかわらず、L_GD を百パーセントとする。

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百六十六条 (略)

(削る)

2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポート・ジャマーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛け目を乗じた額とする。

3 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に

係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセツトの額とすることができる。

(削る)
(削る)

(適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第三百二十二条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リス

係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトをもって、信用リスク・アセツトの額とすることができる。

- 一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント
- 二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント
- 三 市場が機能不全となつていての場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百六十八条 第二百五十条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトを計算する場合に準用する。

(マーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十二条 信用金庫連合会は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用い

クの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。)に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

2 信用金庫連合会は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

3 信用金庫連合会は、リスク・カテーテリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。

(承認申請書の提出)

第二百七十三条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル (信用金庫連合会がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。) の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

る場合には、第二百七十九条に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2 信用金庫連合会は、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該信用金庫連合会のマーケット・リスク相当額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

(承認申請書の提出)

第二百七十三条 (略)

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 リスク計測モデル (信用金庫連合会が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方針をいう。以下同じ。) の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 (略)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百七十七条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三(八) (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百七十六条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第二百七十七条第一項第一号へにおいて同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三(八) (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュー・アツト・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{1}{10}}$

三 $\text{VAR}(t)$ は、保有期間を t 営業日として算出したバリュー・アツト・リスク（ただし、 t が十を下回る場合に限る。）

二 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アツト・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 (略)

(新設)

六 前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たつて、全てのライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、ライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七・八 (略)

九 ストレス・バリュー・アツト・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・

六・七 (略)
(新設)

データを信用金庫連合会が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アツト・リスクをいう。(以下同じ。) を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十一 (略)

(削る)

八 (略)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百七十五条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

- 一 算出基準日のバリュー・アツト・リスク
- 二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

(削る)

第二百七十六条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生したと想定される損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。)のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。)に応じ、同表の下欄に定める値とする。

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認)

- 2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とことができる。
- 3 内部モデル方式を用いている信用金庫連合会は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

| 超過回数 | 十以上 | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 零 |
| 四・〇〇 | 三・八五 | 三・七五 | 三・六五 | 三・五〇 | 三・四〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 | 三・〇〇 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

の基準)

第二百七十五条 信用金庫連合会は、一般市場リスクの算出について

内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2 信用金庫連合会は、債券等（第二百八十二条に規定する「債券等」をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、信用金庫連合会は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3 金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかを審査するとともに、前項に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために信用金庫連合会が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオ

第二百七十七条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスク

の算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、第二百七十四条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために信用金庫連合会が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完する事が十分に保守的であることを信用金庫連合会が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

一 リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

イ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
ロ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマー

ケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

ハ 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

二 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。

ホ イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じ

の実際のボラティリティを反映していない場合であつて、代理変数によつてこれを補完することができ十分に保守的であることを信用金庫連合会が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によつて補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
- 四 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベース・リスク」という。）を把握していること。
- 五 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。
- 六 バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。
- 七 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

た場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）及びデフォルトリスク（個別リスクのうち、倒産を含む信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定

する基準を適切に充足していること。この場合において、信用金庫連合会の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

(2) 証券化エクスパートのうち、第八章において自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本は同章に基づき賦課される額を下限としていること。

ヘ バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

ト 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

二 片側九十九パーセントの信頼区間及び十営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうちリスク計測モデルによつて把握されない部分について、信用金庫連合会が、当該リスクの自己資本に与えうる影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把

ションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5| 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一| 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプショニ性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、信用金庫連合会の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二| 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。））をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合はこの限りでない。

三| 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四| 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五| 集中リスクを把握していること。

六| 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと

握していること。

2| 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に把握していないこと以外の点において前項の要件を満たす場合であつて、信用金庫連合会が、次の各号のいずれかの額を第二百七十五条に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは、前項の規定にかかわらず、個別リスクの算出について第二百七十二条の承認をすることができる。

一| 当該信用金庫連合会がリスク計測モデルによる算出以外の方法によりデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものとして算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただし、前項第一号ホただし書の要件を満たすことをする。

二| 当該信用金庫連合会が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法と同一の手法によつて算出した信用リスク・アセットの額を十二・五で除して得た額。

3| 前項の場合において、リスク計測モデルの計測対象にデフォルト・リスクに該当するものが含まれている場合、信用金庫連合会は、第二百七十五条各号に規定するバリュー・アセット・リスクの額からデフォルト・リスクに相当する額を控除することができる。

4| 第一項第一号ホ(2)（第二項第一号ただし書において準用する場合を含む。）に定める要件は、信用金庫連合会が次に掲げる事項を立証した場合には適用されない。

一| 当該信用金庫連合会が、第一項第一号ホ(2)に掲げる証券化エクスポージャー（クレジット・デリバティブを主要な構成要素とす

。

七 主要なベーシス・リスクを把握していること。

八 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九 ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ 信用金庫連合会が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ 信用金庫連合会がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十 債券等の非線形リスクを把握していること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第一百七十六条 内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アツト・リスクは一営業日に一

る合成型証券化取引においてはクレジット・デリバティブ) の流動性が高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。

二 前号に定める市場に、互いに独立した者が真に取引を成立させる意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、次のイ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出来ること。

イ 直近の約定価格

ロ 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもつて提示された売却又は購入の価格

三 十分な市場データを信用金庫連合会が保有し、第一項第一号ホ(1)に規定する要件を満たしたうえで、当該証券化エクスボージャーのデフォルト・リスクを、階層化によるリスクの特性も含めて、内部的な手法により計測していること。

回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アツト・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

イ 算出基準日のバリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アツト・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第二百七十七条 内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日として

(新設)

リスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

| 超 過 回 数 | 乗 数 |
|------------------------------|------------------------------|
| 九 八 七 六 五 四 三 二 一 零 | 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 |
| 四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 | 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |
| ・ ・ 七 五 六 五 五 〇 〇 〇 | |
| 〇 〇 八 五 | |

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であつて超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3

内部モデル方式を用いている信用金庫連合会は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び第二百七十五条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

一 第二百七十七条第一項に規定する超過回数が十回以上であって、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 信用金庫連合会が第二百七十七条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせること

3

内部モデル方式を用いている信用金庫連合会は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第二百七十四条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 (略)

(承認の取消し)

第二百七十九条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

一 第二百七十六条第一項に規定する超過回数が十回以上であって、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 信用金庫連合会が第二百七十六条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせること

が不適当と判断したとき。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百八十三条 (略)

(削る)

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)
第二百八十四条 (略)

が不適当と判断したとき。

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

第二百八十三条 (略)

2 | 信用金庫連合会がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第百三十三条から第百三十七条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫連合会」と、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポートジャマー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「二千五百パーセント(標準的手法を採用する海外拠点を有する信用金庫連合会においては、千二百五十分の一パーセントとする。)」とあるのは「二百分の一(海外拠点を有する信用金庫連合会においては、百パーセントとする。)」と読み替えるものとする。ただし、第二百三十四条第一項の「エクスポートジャマー」については読み替えを行わない。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 (略)

2 | 証券化エクスポートジャマーの個別リスクについては、前項及び第八章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、

同章第一節及び第二節第一款に定めるリスク・ウェイトを十二・五で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6-3、7-3又は8-8以上である格付を付している証券化エクスボージャーについては、前項の優良債の規定を用いるものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十九条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

第四節 証券化エクスボージャーに係る特例

第二百八十九条 第二百八十一条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント(ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

2・3 (略)

(新設)

第三百二条の二 前三節の規定にかかるらず、標準的手法採用金庫(（標準的手法採用金庫における証券化エクスボージャーの個別リスク）

信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスボージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十

(新設)

二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポートヤーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 信用リスク区分 | 証券化エクスポートヤー（再証券化エクスポート）の場合 | 再証券化エクスポートヤーの場合 |
|---------|----------------------------|-----------------|
| 場合 | （パーセント） | （パーセント） |
| 6 5 | 二十八 | 三・二 |
| 6 4 | 八 | 八 |
| 6 3 | 四 | 八 |
| 6 2 | 一・六 | 五十二 |
| 6 1 | （パーセント） | （パーセント） |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ

による。

| 信用リスク区分 | 証券化エクスポートージャー（再証券化エクスポートジャーを除く。）の場合 | 再証券化エクスポートージャーの場合 |
|-------------|-------------------------------------|-------------------|
| （百分比） | （百分比） | （百分比） |
| 7 — 4 | 八 | 四 |
| 7 — 3 | | |
| 7 — 2 | | |
| 7 — 1 | | |
| | 一・六 | |
| | | 三・二 |
| | | |
| | | |
| | | |

自己資本控除

（内部格付手法採用金庫における証券化エクスポートージャーの個別リスト）

第三百二条の三 前三節の規定にかかるらず、内部格付手法採用金庫

（信用金庫連合会に限る。）が証券化エクスポートージャーの個別リス

クの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応す

る信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八

（新設）

十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポートジャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるとこう
による。

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----|------|
| 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | | | |
| 二十 ・ 〇〇 | 八 ・ 〇〇 | 四 ・ 八 〇 | 二 ・ 八 〇 | 一 ・ 六 〇 | 〇 ・ 九 六 | 〇 ・ 八 〇 | 〇 ・ 六 四 | 〇 ・ 五 六 | ント (バ ーセ | 場合 | ーである |
| | | 六 ・ 〇〇 | 四 ・ 〇〇 | 二 ・ 八 〇 | 一 ・ 六 〇 | 一 ・ 四 四 | 一 ・ 二 〇 | 〇 ・ 九 六 | | | |
| | | | | 二 ・ 八 〇 | | | 二 ・ 〇〇 | 一 ・ 六 〇 | | | |
| 二十四 ・ 〇〇 | 十六 ・ 〇〇 | 十二 ・ 〇〇 | 八 ・ 〇〇 | 四 ・ 八 〇 | 三 ・ 二 〇 | 二 ・ 八 〇 | 二 ・ 〇〇 | 一 ・ 六 〇 | | | |
| 四十 ・ 〇〇 | 二十八 ・ 〇〇 | 十八 ・ 〇〇 | 十二 ・ 〇〇 | 八 ・ 〇〇 | 五 ・ 二 〇 | 四 ・ 〇〇 | 三 ・ 一 〇 | 二 ・ 四 〇 | | | |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| スクリーニング区分 | 信用リスク | 8月12日 | 8月11日 | 8月10日 |
|--|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|---------|
| エクスポート（先證券化） が最優先 | 当該証券化エクスポート（ （ペーセント） ント） | 証券化エクスポート（ （ペーセント） ント） | 証券化エクスポート（ （ペーセント） ント） | 三十四・〇〇 |
| エクスポート（内部評価方式 による場合を含む。） であらゆる場合 | 当該証券化エクスポート（ （ペーセント） ない場合） | 当該再証券化エクスポート（ （ペーセント） で） | 自己資本控除 | 五十二・〇〇 |
| エクスポート（内部評価方式 による場合を含む。） であらゆる場合 | 当該再証券化エクスポート（ （ペーセント） で） | 再証券化エクスポート（ （ペーセント） 未満の場合） | 六十・〇〇 | 四十・〇〇 |
| エクスポート（内部評価方式 による場合を含む。） であらゆる場合 | 当該再証券化エクスポート（ （ペーセント） で） | 再証券化エクスポート（ （ペーセント） 未満の場合） | 六十八・〇〇 | 五十二一・〇〇 |

| | | 7 — 4 | 7 — 3 | 7 — 2 | 7 — 1 | | | | | | | | |
|--------|------------------------|--|--------------------------------|---------------|--------------|--------------|-------------------------|--------|--------------|--------------|------------------|------------------|------------------------------|
| | | | 四 ・ 八〇 | ○ ・ 九六 | ○ ・ 五六 | ント | (パ ー セ ン ト) | 場 合 |) で ある | を 含 む。 | よ る 場 合 | 価 方 式 に | (内 部 評 議 ヤ ー) |
| 自己資本控除 | (無格付の証券化エクスポートの個別リスク等) | 三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項までの規定は、証券化エクスポートの個別リスクの額の計算について準用する。 | この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条 | 六 ・ 〇〇 | 一 ・ 六〇 | ○ ・ 九六 | | | | | | | |
| | | | | 二 ・ 八〇 | 一 ・ 六〇 | | | | | | | | |
| | | | | 十二 ・ 〇〇 | 三 ・ 二〇 | 一 ・ 六〇 | | | | | | | 1 (パ ー セ ン ト) |
| | | | | 十八 ・ 〇〇 | 五 ・ 二〇 | 二 ・ 四〇 | | | | | | | |

(新設)

の二及び第三百二条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは、「第三百二条の四第一項の規定により読み替えられた前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第三百二条の四第一項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセツトの額」とあるのは、「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2| 前項の規定により読み替えられた第二百四十九条第二項の規定にかかるわらず、当該証券化エクスポートジヤーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合は、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を無格付の証券化エクスポートジヤー（前項の規定により読み替えられた第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の個別リスクの額とすることができる。

3| 第一項の規定により読み替えられた第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかるわらず、信用金庫連合会は、無格付の証券化エクスポートジヤーについて、当該無格付の証券化エクスポートジヤーの裏付資産を構成する個別のエクスポートジヤーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポートジヤーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポートジヤーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポートジヤーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポートジヤーの額

の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。) を乗じた
値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用するこ
とができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は
、当該無格付の証券化エクスボージャーは、自己資本控除とする。
4| 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスボージャーの
リスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスボージャーよりも
優先され、かつ、格付を有する証券化エクスボージャーのリスク・
ウェイトを下回らないものとする。

(自己資本控除とされた証券化エクスボージャーの取扱い)

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスボージャーが自己
資本控除とされる場合については、当該証券化エクスボージャーの
一般市場リスクは算出することを要しない。
2| この節の規定により証券化エクスボージャーが自己資本控除とさ
れる場合については、第二百四十七条(第一項第二号を除く。)の
規定を準用する。

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク
例

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク)

第三百二条の六 第一節から前節までの規定にかかわらず、ファース
ト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リス

(新設)

(新設)

クの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

- | | | |
|--|--|---|
| 3 | 2 | 1 |
| 前二項の規定にかかるはず、プロテクションの提供に係る特定順 いて発生し得る最大の損失額 | 一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ ブに係る参考資産の個別リスクの額の合計額 | 一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ ブに係る契約において発生し得る最大の損失額 |
| | 二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ ブに係る契約において発生し得る最大の損失額 | 二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・ デフォルト型クレジット・デリバティブ及びコリレーション・トレ ーディングに係るもの）を除く。以下この項において同じ。）に係る 個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要 領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額におけ る次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。 |
| | イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参考資 産の個別リスクの額の合計額 | 一 次のイに掲げる額から口に掲げる額を控除した額 |
| | ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参考資 産のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減 じた数に等しい個数の参考資産の個別リスクの額を、小さいも のから順に合計した額 | イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参考資 産の個別リスクの額の合計額 |
| | 二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約にお いて発生し得る最大の損失額 | 二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約にお いて発生し得る最大の損失額 |

位参照型クレジット・デリバティブ（コリレーション・トレーディングに係るもの）を除く。）が格付を有する場合にあっては、その個別リスクの額の算出については、第三百二条の二又は第三百二条の三の規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポート」「とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ（コリレーション・トレーディングに係るもの）を除く。」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）
第三百二条の七 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

- 一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産のうち一の資産を保有している場合 当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいづれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法
- 二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティ

（新設）

ブに係る参照資産のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいづれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

第三百二条の八 信用金庫連合会は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によつて算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から三百二条の十三までに定める内部モデル方式によつて算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

(修正標準方式による個別リスクの額)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百二条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。
一 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺

した後のロング・ポジションについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

- 二 第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第一節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

(内部モデル方式の承認)

第三百二条の十 信用金庫連合会は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーシヨン・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によつて算出されるコリレーシヨン・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。
一 理由書
二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

(新設)

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

4 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる

基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ デフォルト・リスク

ロ 格付遷移リスク

ハ 複合的なデフォルトに係るリスク

ニ クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ インプラайд・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ク

ベーシス・リスク

ト 回収率の変動に係るリスク

チ ヘッジのリバランスに係るリスク

二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに

(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに) 金融庁長官へ報告するためには必要な体制が整備されていること。

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

第三百二条の十一 内部モデル方式を用いて算出するコリレーショントレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三 第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

(変更に係る届出)

第三百二条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2| 前項第三号に基づく届出を行う場合には、信用金庫連合会は、当

(新設)

(新設)

該信用金庫連合会が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百二条の十三 金融庁長官は、信用金庫連合会が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十二号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> |
| <p>イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスボージャー（再証券化エクスボージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの</p> <p>ロ 日本国政府、我が国的地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関（以下この号において「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) 当該国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最</p> | |

劣後部分を保有するものであること。

(2) 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3) 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

二一〇十五 (略)

十五の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十六〇三〇 (略)

三十一 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十一 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)。

十六〇三〇 (略)

二一〇十五 (略)
(新設)

三十二〇三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イヽヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリ

三十二〇三十四 (略)

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イヽヘ (略)

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリ

ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポート・プロジェクト

チ・リ (略)

三十六〇七十二 (略)

(削る)

ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会

向けエクスポート・プロジェクト

チ・リ (略)

三十六〇七十二 (略)

七十三 市場が機能不全となつてゐる場合にのみ利用可能な適格流動性補完 (適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう)。

イ 市場が機能不全となつてゐる場合 (異なる取引に関係する複数の証券化目的導管体が、満期を迎えるABC-Pの借換えを行うことができない場合であつて、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となつてゐる場合における証券化エクスポート・ジャーナーの投資家に対する支払のために銀行から支払われる資金は、当該証券化エクスポート・ジャーナーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポート・ジャーナーと同順位以上であること。

七十三 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことの目的として、約定された額の範囲内でサービスサー (委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの) をいう。以下この号及び第七十六号において同じ。) が行

七十四 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことの目的として、約定された額の範囲内でサービスサー (委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの) をいう。以下この号及び第七十七号において同じ。) が行

う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十四～七十六 (略)

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百三十三条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)について準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポートージャー(スロットティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はそ

う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ・ロ (略)

七十五～七十七 (略)

(国際開発銀行向けエクスポートージャー)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第一百三十三条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポートージャー(スロットティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。)又はそ

の他リテール向けエクスポート・ジャヤー（事業法人に対する一億円未満のエクスポート・ジャヤーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブルが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブルが第二号に掲げるものである場合には第百九条、第三号に該当する場合には第百十一条又は第百十三条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 特定順位参照型クレジット・デリバティブル（前号に掲げるものを除く。）

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポート・ジャヤーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十五条 標準的手法を採用する信用協同組合等が証券化エクスポート・ジャヤーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポート・ジャヤーの額に乘じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に掲

の他リテール向けエクスポート・ジャヤー（事業法人に対する一億円未満のエクスポート・ジャヤーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブルが付されている場合であつて、かつ、第九十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブルが第二号に掲げるものである場合には第百九条、第三号に該当する場合には第百十一条又は第百十三条の規定に従うものとする。

一・二（略）

三 セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブル及びその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブル

2～4（略）

（標準的手法における証券化エクスポート・ジャヤーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十五条 標準的手法においては、証券化エクスポート・ジャヤーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

げるところによる。

イ オリジネーターのとき。

| 信用リスク区分 | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | 信用リスク区分 | 証券化エクスポート(再証券化エクスポート)の場合 | 証券化エクスポート(再証券化エクスポート)を除く。)の場合 | 再証券化エクスポートの場合 | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|--------------------------|-------------------------------|-----------------|----|
| 口 イ以外のとき。 | | | | | | 自己資本控除 | (百) | 五十 | 二十 | 四十 |
| ー(再証券化エクスポート) | | | | | | 二 百 二 十 五 | 百 | | | |
| ーの場合 | | | | | | | | (パー セ ント) | (パー セ ント) | |

| リスク・ウェイ | 信用リスク区分 | ト(パー セ ント) | リスク・ウェイ | 信用リスク区分 | ト(パー セ ント) | リスク・ウェイ | 信用リスク区分 | ト(パー セ ント) | リスク・ウェイ |
|--------------|---------|------------------|---------|---------|------------------|---------|---------|------------------|---------|
| 二 短期格付の場合 | 三十 | 7 1 | 二十 | 六 一 | 六十 | 六 一 | 一百 | 六 一 | 一百 |
| | 五十 | 7 2 | 五十 | 六 二 | 一百 | 六 三 | | 六 二 | |
| | 百 | 7 3 | 三百五十 | 六 四 | | 六 三 | | 六 四 | |
| 自己資本控除 | | 7 4 | 控除 | 自己資本 | | 六 五 | 自己資本控除 | 六 五 | |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 信用リスク区分 | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | ト (パーセント) |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 場合 (パーセント) | | | | | | ト (パーセント) |
| （再証券化エクスポート）の 場合 | 三百五十 | 百 | 五十 | 二十 | | |
| （パーセント） | 六百五十 | 二百二十五 | 百 | 四十 | | |

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 7 — 4 | 7 — 3 | 7 — 2 | 7 — 1 |
| 百 | 五十 | 百 | 四十 |

自己資本控除

2

(略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・三 (略)

四 信用協同組合等が保有する証券化エクスボージャーに対して付与された格付が、当該信用協同組合等による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「流動性補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 信用協同組合等の保有する証券化エクスボージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

3 2

(略)

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・三 (略)

(新設)

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

三 信用協同組合等の保有する証券化エクスボージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 信用協同組合等の保有する証券化エクスポート・ジャーマンの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制を整備していること。

(新設)

五 信用協同組合等の保有する証券化エクスポート・ジャーマンについて、当該証券化エクスポート・ジャーマンに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制を整備していること。

(新設)

六 信用協同組合等が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポート・ジャーマンを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポート・ジャーマンに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するためには必要な体制を整備していること。

(新設)

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

(新設)

6 | 5

(略)

5
(新設)

信用協同組合等が保有する証券化エクスポート・ジャーマンに対して当該信用協同組合等により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該信用協同組合等が保有する証券化エクスポート・ジャーマンの一部又は全部に対し行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポート・ジャーマン及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセツトの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポート・ジャーマン又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセツト

の額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十条において同じ。）の証券化エクスポートージャーについて、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポートージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポートージャーが最優先証券化エクスポートージャー（証券化エクスポートージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポートージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポートージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 (略)

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポートージャーについて、当該証券化エクスポートージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポートージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポートージャーが最優先部分（証券化エクスポートージャーであつて、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要な請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。

二 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスボージャーについては、当該証券化エクスボージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスボージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたりスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 一百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー百パーセント

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十六条 前条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスボージャーについては、当該証券化エクスボージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスボージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 一百パーセント

二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント

四 市場が機能不全となつている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

五 適格なサービサー・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー百パーセント

2 信用協同組合等は、一の証券化エクスボージャーについて自ら引

出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いるこ

2 信用協同組合等は、一の証券化エクスボージャーについて自ら引

出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いるこ

れる信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2 第二百二十五条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 (5) (略)

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 分 区 域 | 信 用 リ ス ク 区 域 | 證 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ヤ ー (再 除 く。) の 場 合 |
|-------------|---------------------------------|--|
| | | 再証券化エクスポートージャー |

とができる。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2 第二百二十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 (5) (略)

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

| 信 用 リ ス ク 区 分 | Z が 六 以 上 で あ り、 か つ、 當 該 | Z が 六 以 上 の 場 合 | Z が 六 未 滿 の 場 合 |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| レ ジ ヤ ー が 最 優 | (パ ー セ ン ト) | (パ ー セ ン ト) | (パ ー セ ン ト) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------------------------|-----------|-----------|------|------|-----|------------------|----------|------|--------|-------|--------|--------------------------|--------|--------|------|------|
| 8 2 | 8 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八 | 七 | ント (パー ^セ) | 場合 である | ～ を含む。 | よる場合 | 価方式に | 内部評 | レジヤー | エクスボ | 先証券化 | ～が最優 | ボージヤ | 化エクス | 当該証券 | 、かつ、 | 上であり | ～が六以 | 上の場合 |
| 十五 | 十二 | | | | | | | | | | | | | ント (パー ^セ) | | ～が六以 | 満の場合 | |
| 二十五 | 二十 | | | | | | | | | | | | | ント (パー ^セ) | | ～が六未 | | |
| 二十五 | 二十 | | | | | | | ～ る場合 含む。) | による場合 | を | 内部評価方式 | ボージヤー | 証券化エクス | ～ ヤーが最優先 | エクスボージ | 当該再証券化 | | |
| 四十 | 三十 | | | | | | | ～ る場合 含む。) | ～ る場合 | を | 内部評価方式 | ボージヤー | 証券化エクス | ～ ヤーが最優先 | エクスボージ | 当該再証券化 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|---------------------|---------------------|---------|----------|--|
| 8 9 | 8 8 | 8 7 | 8 6 | 8 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | | | | | | | | | | |
| | | 六十 | 三十五 | 二十 | 十二 | 十 | 八 | 七 | | | | | | ～ ある場合 合を含む。) | ～ ある場合 合を含む。) | 価方式による場 | 先部分 (内部評 | |
| 二百五十 | 百 | | 五十五 | 三十五 | 二十 | 十八 | 十五 | 十二 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 8 — 12 | 8 — 11 | 8 — 10 | 8 — 9 | 8 — 8 | 8 — 7 | 8 — 6 | 8 — 5 | 8 — 4 | 8 — 3 |
| 自己資本控除 | | | | | 六十 | 三十 五 | 二十 | 十二 | 十 |
| | 六百五十 | 四百二十五 | 二百五十 | 百 | 七十五 | 五十 | 三十五 | 三十 | 十八 |
| | 七百五十 | 五百 | 三百 | 二百 | 百五十 | 百 | 六十 | 四十 | 三十五 |
| | 八百五十 | 六百五十 | 五百 | 三百五十 | 二百二十五 | 百五十 | 百 | 六十五 | 五十 |

(注) Nとは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスボージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。
二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 8 — 12 | 8 — 11 | 8 — 10 |
| 六百五十 | 四百二十五 | |

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ

| | | | | 信用リスク区分 | | | | |
|--------|--------|--------|--------|------------|--|--|--|---|
| | | | | Zが六以上である場合 | | | | |
| 自己資本控除 | 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 | I -ジヤーが最優 先部分（内部評 価方式による場 合を含む。）で ある場合 (パーセント) | | | |
| | 六十 | 十二 | 七 | | (パーセント) | | | 合 |
| | 七十五 | 三十 | 十二 | | (パーセント) | | | 合 |
| | 七十五 | 三十五 | 二十 | | (パーセント) | | | 合 |

による。

二九〇

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-----|
| 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 | ント) |
| 六十 | 十二 | 七 | | |
| 七十五 | 二十 | 十三 | | |
| | 三十五 | 二十 | | |
| 百五十 | 四十 | 二十 | | |
| 二百二十五 | 六十五 | 三十 | | |

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスボージャー（第二百三十条第二項によつて準用する第二百二十五条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対し適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一（三）（略）

3・4 （略）

（指定関数方式）

第二百三十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスボージャーは、当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対し適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一（三）（略）

3・4 （略）

（指定関数方式）

第二百三十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が指定関数方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を

算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるといふにより算出する。

1 (略)

1 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$ (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、 $0.016 \times T$)

この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ (略)

2～4 (略)

(Hクス)エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第一百三十七条 (略)

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーの EAD を用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第一百三十八条 (略)

算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるといふにより算出する。

1 (略)

1 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ (略)

2～4 (略)

(Hクス)エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第一百三十七条 (略)

2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーの EAD を用いる。

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第一百三十八条 (略)

（略）

3 2 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかる
ず、LGDを百パーセントとする。

4 （略）

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百四十二条 （略）

（削る）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に
係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス
ク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行う
ことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行
部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証
券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の
額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準
的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウ
ェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすること
ができる。

（略）

3 2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ
ーについては、前二項の規定にかかるず、LGDを百パーセント
とする。

4 （略）

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百四十二条 （略）

2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補
完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算す
る場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの
与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について
二十パーセントの掛目を乗じた額とする。

3 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に
係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス
ク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行う
ことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行
部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証
券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の
額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準
的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウ
ェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすること
をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手

法により証券化エクスポートジャードの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全となつていての場合にのみ利用可能な適格流動性

補完 二十パーセント

(適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百二十六条第二項第五号の規定は、内部格付手

法により証券化エクスポートジャードの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。